

公認指導員規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、定款4条に基づき、一般財団法人日本ドッジボール協会(以下「本協会」という。)に登録された指導員(以下「指導員」という。)の資格及び地位に関する事項について定める。
(指導員の養成)

第2条 本協会は、指導員の資質及び指導力の向上を図り、ドッジボールの普及及び振興を促進するため、指導員養成事業を行う。

2 指導員養成事業とは、公認指導員養成講習会や更新講習会の開催をいう。

3 本協会による指導員養成事業は、本協会指導委員会がこれを所管する。

第2章 指導員資格

(指導員の種類)

第3条 本協会が認定する指導員は、次のとおりとする。

- (1) A級指導員:公益財団法人日本スポーツ協会ドッジボールコーチ1
- (2) B級指導員
- (3) C級指導員

(指導者の認定)

第4条 本協会は、本規程第2条2項に定められた所定の講習会を修了し、本協会指導委員会にて適格と認められた者に対し、前条第1項第2号と第3号の指導員を認定する。

2 本規程第2条2項に定められた所定の講習会を修了し、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)が定めた所定の講習会を修了及び登録完了した者に対し、前条第1項第1号の指導員を認定する。

(講習会の実施)

第5条 指導員講習会及び更新講習会に関する事項は、理事会において別に定める。

第3章 加盟チームの義務

(指導者の設置義務)

第6条 本協会加盟チームは、本協会が認定した指導員を監督又はコーチ、マネージャーとして置くように努めなければならない。

2 全国大会(予選会含む)に参加するチームの監督は、A級指導員資格を有している者が望ましい。

(講習会等への参加義務)

第7条 加盟チームは、その監督及びコーチ、マネージャーを、本協会が実施する更新講習会に参加させるよう努めなければならない。

第4章 指導者の登録

(指導者の登録義務)

第8条 本協会の認定を受けた指導員は、本協会の登録を受けなければならない。

(登録有効期間、登録料及び指導資格の変更)

第9条 登録の有効期間、登録料及び指導資格の変更については、本協会が別途定めるものとする。

第5章 指導員の遵守義務

(遵守義務)

第10条 指導員は、本協会倫理規程を遵守し、これに違反する行為をした場合、本協会倫理規程で定めるところにより処分を受けるものとする。

(指導員の適格性の再審査)

第11条 本協会指導委員会は、指導員の指導技能が低下したと認められる場合、その他指導員としての適格性に疑義が生じたと認められる場合、指導員の適格性について再審査を行うことができる。

2 前項の再審査の結果、指導員として認定すべき能力を有しないと判断された指導員に対して、本協会指導委員会は、指導員講習会の再受講を促し、または指導員の登録の更新を認めないことができる。

第6章 その他

(改正)

第12条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

この規則は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2021年2月20日に一部改正する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。